

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第3回弘前城跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	令和8年3月24日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	9時55分 から 12時10分まで
開 催 場 所	弘前市役所 新館3階 第2会議室
議 長 等 の 氏 名	福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長)
出 席 者	関根達人、千田嘉博、瀧本壽史、林康裕、麓和善、三上千春、森山修治
欠 席 者	なし
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・関剣太郎、同室主幹・横山幸男、同室総括主査・福井流星、同室総括主査・片山俊博、同室主事・東海林心 [記録]、同室主事・福尾莉菜
会 議 の 議 題	1.重要文化財保存活用計画第5章について 2.重要文化財保存活用計画第6章について 3.史跡・重要文化財建造物のき損について 4.三の丸配水管布設替工事について 5.天守関連工事について 6.重要文化財保存修理について 7.その他
会 議 資 料 の 名 称	①令和7年度第3回弘前城跡整備指導委員会
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	委嘱状交付・組織会 ・委員の任期満了に伴い、委嘱状を再交付した。 ・任期は令和12(2030)年3月24日まで。 ・引き続き、委員長を福井敏隆委員、副委員長を関根達人委員とすることで決定した。 1.重要文化財保存活用計画第5章について (事務局) 【概要】 (1) 令和7年度第2回弘前城跡整備指導委員会にて指摘された重要文化財保存活用計画第5章について、修正した内容を説明。

【詳細】

- ・弘前城内の除雪状況を提示。現状では、二の丸丑寅櫓及び二の丸辰巳櫓において、緊急車両等が建造物近くまで寄れない状況にあるため、今後除雪を入念に実施する。
- ・視覚障がい者に配慮した動線・展示を行っていない状況にあるため、障がい者対策を十全に行うこととして、障がい者用の案内板等を整備するなど、建造物の公開対応を検討する。
- ・保存修理で発生した状態の良い古材等は展示で活用し、状態の悪い古材等は弘前城発掘調査整理室や弘前公園の管理・維持施設等に収蔵・保管する。建造物の床板に劣化が見られる箇所については、交換し部材を展示もしくは保管する。
- ・櫓や城門に保管している以前の修理工事により発生した古材やイベント等の備品類は適宜別の施設へ移動・保管する。
- ・二の丸未申櫓において、周辺の樹木により建造物外観について西側から見るのが困難であるため、危険木等の剪定・伐採により弘前城の西側からの景観向上を図る。
- ・弘前城天守には、各階に防犯カメラを設置する。

(委員会)

【概要】

- (1) 重要文化財保存活用計画第5章について了承。

【詳細】

- ・海外（特にヨーロッパ）では、視覚障がい者が模型に触れてその様相を把握できる「触知模型」というものがある。国内では、天守等の建造物の間取りの様相を透明で凹凸による「UV印刷」というもので触れて理解できるような展示が行われている事例もあるため、音声ガイド以外にもそのような整備も検討していくと良いかと思う。

2. 重要文化財保存活用計画第6章について

(事務局)

【概要】

- (1) 令和7年度第2回弘前城跡整備指導委員会にて指摘された重要文化財保存活用計画第6章について、修正した内容を説明。

【詳細】

・修理届の特例に該当する行為は、以下の①～④のとおりとしたい。修理においては、文化財価値に影響を及ぼさない程度で、同種同材、同規模、同規格によるものとし、②～④については文化財建造物の修理実績のある業者により施工する。ただし、判断が困難な場合には青森県教育委員会、文化庁に適宜相談して対応する。

①「第2章保存管理計画」で設定した基準4のうち、基準1・2の部材に固定・取付している設備の更新

※同箇所での更新

②銅瓦・銅板の差替又は据直し

※面積15㎡以上の場合、差替は保存修理工事により交換したものに限り

③上塗漆喰や土壁塗の剥落・ひび割れ補修

※面積10㎡以上の場合、小舞の修理を伴う場合は事前の修理届を提出する

④床の緩みに対するくさび等の補助材による床板の補修

※当初材に実施する場合で面積1㎡以下の場合、新規補助材については現状変更行為許可を受ける

・小規模な修繕に伴い修理届を要しない行為は、以下の①～⑧のとおりとしたい。修理においては、文化財価値に影響を及ぼさない程度で、同種同材、同規模、同規格によるものとし、①～④については文化財建造物の修理実績のある業者により施工する。ただし、判断が困難な場合には青森県教育委員会、文化庁に適宜相談して対応する。⑥～⑧は、「第2章保存管理計画」に記載している事項である。

①銅瓦・銅板の差替又は据直し。

※面積15㎡未満の場合、差替は保存修理工事により交換したものに限り

②上塗漆喰や土壁塗の剥落・ひび割れ補修

※面積10㎡未満の場合、小舞の修理を伴う場合は事前の修理届を提出する

③櫓の水切板の補修・更新

④城門の外壁腰壁板の補修・更新

⑤城門の土間コンクリート叩きの補修・更新

※史跡への影響が及ぶ場合は別途史跡の現状変更行為許

可を受ける

⑥天守の内側窓として設置されているガラス窓が割れた場合の交換

⑦天守、櫓 3 棟及び城門 5 棟内部の障子紙が破れた場合の交換

⑧維持管理及び公開のための照明器具の電球や蛍光灯が切れた場合の交換

・建造物の現状変更行為許可申請について、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微な行為は、以下の①～③としたい。ただし、保存に影響を及ぼす行為に係る具体的な取扱いについて疑義がある場合は、事前に弘前市教育委員会、青森県教育委員会を經由して文化庁に照会する。

①設備の保守点検のために重要文化財建造物 9 棟の内外に仮設物を一時的に設置し、建造物と接触する部分が十分に養生されている場合

※建造物は史跡内にあるため仮設物設置については史跡の現状変更行為許可を受ける

②躯体に新たな貫通を要しない範囲で建築設備機器を更新する場合

③公開のために重要文化財建造物の内外に仮設物を設置する場合

※建造物に接する場合（保存修理工事で交換した部材の展示等）において十分な保護措置を行う、建造物の外部に仮設物を設置する場合は史跡の現状変更行為許可を受ける

(委員会)

【概要】

(1) 重要文化財保存活用計画第 6 章について了承。

【詳細】

・銅瓦・銅板の差替について、保管していた差替した古い材料に再度差替するという意味にもとれるため、もう少し明瞭に記載すること。

・補助材(くさび等をつける)は現状変更行為には該当しない。

・今回の内容については、文化庁の修理指導部門が確認するため、再度修正を促す場合もある。

3. 史跡・重要文化財建造物のき損について

(事務局)

【概要】

(1) 令和7年度に発生した史跡及び重要文化財建造物のき損について報告。

【詳細】

・令和7年度に発生したき損は、7件で以下のとおり。

①中濠護岸板柵き損

- ・令和7年8月、二の丸丑寅櫓東の中濠護岸の板柵が15mにわたり崩壊。
- ・同箇所は、平成18年度に文化庁補助事業により実施したもので、8月の大雨並びに経年劣化により崩落したと想定。
- ・令和8年3月に文化庁補助事業により復旧工事を実施。

②本丸園路の一部陥没

- ・令和7年12月、現在の天守の北約5mのところ、直径0.5m、深さ0.6mの規模で園路が陥没した。
- ・底には水たまりが発生しており、地下水により土砂が流出して空洞が発生し、陥没したものと想定。
- ・遺構は確認できず、遺物は出土していない。
- ・天守曳戻し工事の現場内であることから、現在は土嚢を詰めて仮養生している。

③年末年始の積雪等による樹木の倒木根返り

- ・令和7年から同8年の年末年始にかけての積雪等により、三の丸のサクラ2本及びマツ2本、四の丸のマツ2本が倒木根返りを起こした。
- ・園路にかかる樹木については幹を伐採し、除根作業は雪解け後に実施予定。

④自動火災報知設備の配線

- ・③の四の丸のマツ1本の倒木が、三の丸から四の丸への架空線に当たったもの。
- ・自動火災報知設備の機能は維持している。

⑤令和8年1月中旬の積雪による樹木の倒木根返り

- ・1月10日～13日にかけての積雪等により、西の郭のサクラ1本が倒木根返りを起こした。
- ・除根作業は雪解け後に実施予定。

⑥二の丸丑寅櫓の扉の漆喰等剥落

- ・弘前城雪燈籠まつりの準備の際に、イベント備品搬出のため扉を強く閉めたことにより、扉の漆喰や土壁が3箇所剥落した。
- ・建造物下の不陸（石垣や土塁の面が凹凸、変形）は現時点で発生していないと思われる。扉の召し合わせの部分に金具みたいなものを昭和の修理の際に付けており、それに錆が発生し、爆裂して剥落しているものと思われる。
- ・現状はそのままとしており、復旧については専門業者と相談のうえ実施する。

⑦令和8年1月末の積雪による樹木の倒木根返り

- ・1月29日～2月2日にかけての積雪等により、北の郭のコナラ1本が倒木根返りを起こした。
- ・除根作業は雪解け後に実施予定。

(委員会)

【概要】

(1) 史跡・重要文化財建造物のき損について了承。本丸の園路陥没と二の丸未申櫓の扉き損について、原因や影響範囲等をきちんと把握すること。

【詳細】

- ・本丸園路の一部陥没について、部分的に水道ができており、中の土も含めて流出しているはずで、この一部分だけで発生するようなことは絶対ないと思う。天守曳戻し工事も控えているため、原因とどの範囲が影響を受けているのかをきちんと特定しておいた方がよいと思う。
- ・二の丸丑寅櫓の扉の漆喰等剥落について、基礎の沈下は関係していないか。ひび割れが基礎の沈下によって発生しているものであれば、塗直ししても再度発生すると思う。副次的なものとして発生している気もするため、原因をきちんと抑えた上で対処していただきたい。
- ・樹木倒木根返りについて、一部土塁に係る部分があるように見えるため、除根作業の際に土層の観察等記録をきちんと残していただきたい。
- ・追手門南の土塁のマツが幹折れした。あの場所は弘前公園の

入口でもあり、周囲のマツ等が安全であるかの確認をすることに加えて、切り口の対処について見栄え良くしていただければと思う。

4. 三の丸配水管布設替工事について

(事務局)

【概要】

(1) 三の丸配水管布設替工事について、工事立会結果を報告。

【詳細】

- ・上下水道部工務課の事業により本工事を実施。三の丸追手門南から杉の大橋南までの延長 340.9mの配水管の布設替工事で、昭和に設置した既存配水管の掘方を再利用して、既存配水管の上に新規配水管を埋設する。開削幅は 0.60m、開削深は 0.98～1.20m。
- ・掘削した両壁には遺構は確認できず、遺物は出土しなかった。土層は、表土(砂利舗装)、黒褐色土、黄褐色粘土、両土の混合土、砂を確認した。一部では防災設備の放水銃用配水管や埋設電気線が見られ、これらは砂で埋められている。
- ・三の丸追手門では、通路部分に配水管が埋設されているが、雨落溝や通路部分、扉口地覆石の箇所においても、遺構は確認されなかった。昭和 13～14年(1938～1939)に実施した保存修理工事の報告書には、雨落溝内は 2尺程(約 60cm)掘り下げて基礎を据えたという記載があり、今回その修理工事で据えた基礎を確認した。基礎の下は、慶長期(築城時)盛土と考えられる黒褐色土や黄褐色粘土を確認した。

(委員会)

【概要】

(1) 三の丸配水管布設替工事について了承。今後同様な工事を行う場合、遺構発見時の対応や情報提供を適宜行うこと。

【詳細】

- ・今回、遺構や遺物が見つからなかったということであるが、発見した場合の対応について検討していただきたい。

- ・委員会を設置しているので適宜メール等で情報提供、共有、連携を図っていただければと思う。

5. 天守関連工事について

(事務局)

【概要】

- (1) 天守基礎耐震補強工事について進捗状況を報告。
- (2) 天守曳戻し工事について進捗状況を報告。

【詳細】

(1) 天守基礎耐震補強工事について

- ・令和7年度は、基礎杭と石垣の干渉を防ぐためのライナープレートを設置を8月までに実施、作業構台の設置を10月上旬までに実施した。11月からは、TBH工法による機械掘削工事と基礎杭打設工事を実施している。ライナープレートの設置では、発掘調査と並行して実施した。機械掘削は、孔壁の崩落を防ぐための安定液を貯留し、掘削土と攪拌しながらポンプにより排出する。
- ・1本目の作業は、北西杭打設部で開始したが、天守台天端から深さ約11.85mのところ、過年度のボーリング調査では確認できなかった巨礫層にあたり、施工に時間を要したものの基礎杭打設を完了した。2本目の北東杭打設部でも、天守台天端から深さ約11.85mのところ巨礫層に当たった。施工中、巨礫層から安定液が漏れ出し、本丸南面石垣の下を抜けて、内濠への逸泥が発生した。掘削に必要な安定液を貯留できないため作業を中断し、対策を講じることとした。
- ・巨礫層は、現状基礎杭打設部でしか確認していないが、石垣の根石より下に位置する。弘前城跡本丸石垣発掘調査委員の所見で、地山は基本的に泥流層で、その中に礫がランダムに入る地点があり、岩屑なだれが堆積しているのではないかという指摘がある。水平に一定の層として礫層があるというよりも不規則に礫が粘土層の中にあるものと考えられる。
- ・対策案として、巨礫層から安定液が逸泥しているため、巨礫層の下の粘土層までライナープレートを追加で設置することにより逸泥を防ぐというものである。ライナープレート

を追加するため、その部分の基礎の堆積土や巨礫層を掘削するが、この箇所は縄文時代の遺構面より約5.5m下の地山にあたり、史跡への影響は少ないものと考えている。ライナープレートの延長による地震発生時の石垣と基礎杭の干渉について検討を行い、計算上は干渉しないことを確認している。

- ・本対策案は、12月に弘前城跡整備指導委員長、弘前城跡本丸石垣修理委員長に報告して了承を得た上で、文化庁の文化資源活用課耐震対策部門と文化財第二課史跡部門に現状報告及び対策案の説明を行い、了承を得たため、同月に現状変更の計画変更書を提出した。
- ・今後の予定として、深礎工（手掘り）の準備を現在行っており、弘前さくらまつり終了後に本格的に作業を再開し、その後耐圧盤の設置、年内に天守曳戻し工事を終了する予定としている。

(2) 天守曳戻し工事について

- ・工事概要は、天守曳戻し工事、天守曳戻しに伴う部分解体及び復旧工事、仮天守台の撤去工事並びに仮移設した放水銃及び照明器の復旧工事である。
- ・令和7年度は、仮設通路の設置、天守内の仮補強鉄骨材の撤去、曳戻し経路上の埋設配管の撤去を実施した。仮補強鉄骨材の撤去に伴い、全階の床板を取外している。埋設配管は、地下遺構を傷めずにその上に盛土して埋設したものである。
- ・曳戻し経路は、平成27年度に実施した天守曳家工事と逆のルートとなる。弘前さくらまつり後に準備を進め、7月以降に曳戻しを行っていく。曳戻しは1次～3次の3回に分けて行う。
- ・8月には天守曳戻しイベントを予定している。

(委員会)

【概要】

- (1) 天守基礎耐震補強工事について了承。石垣と巨礫層の関係等の図面を用意すること。
- (2) 天守曳戻し工事について了承。

【詳細】

(1) 天守基礎耐震補強工事について

- ・本丸園路の一部陥没と、巨礫層からの安定液流出の時期が近い
ため、本当に大丈夫なのかということを確認していただ
ければと思う。
- ・巨礫層と石垣の位置関係が分かりづらいため、関係が分かる
ような図を用意すること。

(2) 天守曳戻し工事について

- ・意見なし。

6. 重要文化財保存修理について

(事務局)

【概要】

- (1) 二の丸東門・北の郭北門保存修理工事について進捗状況
を報告。
- (2) 二の丸未申櫓災害復旧工事について進捗状況及び今後
の予定を報告。

【詳細】

(1) 二の丸東門・北の郭北門保存修理工事について

- ・両門とも屋根葺替え・部分修理（屋根工事・左官工事・雑工
事）及び耐震補強を行う。
- ・二の丸東門では、現在までに外部足場の設置、銅瓦葺の解体、
上塗漆喰解体、土間コンクリート叩き解体、番所床板解体を
行い、併せて部材等の調査を実施している。2階の北側では
古い銅板が使用されており、腐朽により雨漏りも多くみら
れる。屋根下地もかなり傷んでいたため、概ね全面銅板葺き
の解体を行った。この解体の中で、文化12年(1815)等の墨
書がある西側の大鬼板、大棟下に置かれた柿板、丸銅瓦板の
3点を発見した。大鬼板に関しては、破損等の調査を行った
結果、再利用可能という判断をしている。できるだけ使える
ものは使っていきたいと考えており、文化12年墨書の鬼
板についても少々の補修は必要かと思うが、補修をした上
で次の世代に実物を残していくこととして再利用したい。
東側の大鬼板は新しいものに替えられていたと思われる。
両者は雰囲気は似ているが、全く同じような造りではなく
細部も違う。鯨については、東側のものは文化年間と推定し

ており、西側のものは角がたっていないなど造りが異なるため文化期から昭和の修理までの間に造られたものか、昭和の修理の際に造られたものかは不明であるが時代は下るものと思われる。

- ・北の郭北門では、外部足場設置、銅瓦葺解体、鯨銅板包み取外し、土間コンクリート叩き解体、番所床板解体を行った。二の丸東門とは大きく異なり、昭和31～32年の保存修理工事で全面的に屋根が葺替えされており、銅瓦葺も健全であるため、軒先から2m程度までの解体に留めている。屋根下地も概ね大きな損傷は見受けられない。鯨は、銅板がはんだ付けされているものもあり、下地も傷みが見受けられないため、板金工事業者とも協議して鯨は取り替えることにした。北の郭北門の鯨の木の地の詳細な製作年代は不明だが、昭和の修理よりも前のものと思われる。

(2) 二の丸未申櫓災害復旧工事について

- ・令和7年1月の豪雪によりマツが二の丸未申櫓へ倒木し、同櫓の1・2階屋根と漆喰壁が大きく破損した。本工事は災害復旧事業という形で事業を進めている。
- ・応急処置は、事前着工として倒木撤去、破損状況確認、破損部のシート養生を実施した。
- ・災害復旧工事は、被災部（屋根・木部・漆喰壁）の復旧で、仮設工事、木工事、屋根工事、左官工事、土嚢工事からなる。工事の素屋根について、櫓は二の丸の南西端にあることから複数案検討し、土塁に大型土嚢を積み立て平らな地面を拡幅して素屋根を建てる計画としている。大型土嚢の積み立てについては、二の丸南門西側の園路に二の丸未申櫓の高さまで盛土を行い、クレーンが載る平場を作り土嚢を積み上げる。土嚢は櫓台石垣及び手前には積まないようにし、土塁と土嚢積みの間には、土塁へ影響を及ぼさないように土木シートを敷いて土嚢を積む。

(委員会)

【概要】

- (1) 二の丸東門・北の郭北門保存修理工事について了承。二の丸東門で発見した墨書資料3点は保存し、活用を図ること。鯨や鬼板を比較して様相を把握すること。

(2) 二の丸未申櫓災害復旧工事について、史跡への保護を考慮した詳細な図面等を用意して今後審議・報告すること。

【詳細】

(1) 二の丸東門・北の郭北門保存修理工事について

- ・柿板の墨書では、銅師あかがねしの下の名前まで分かるため非常に珍しい資料だと思う。
- ・柿板と銅板は今回の保存修理工事で再利用できず、資料として保存するのであれば、北の郭北門の鯨と同様に、西側大鬼板も合わせて資料として保存してよいのかと思う。修理に際して、再利用できるものは極力再利用したいということは分かるが、墨書があり、資料的価値があり、建造物の雨のかからないようなところの墨書資料であれば、将来まで長くもちそうな気はするが、鬼板は銅板で包んだ内側が腐るので、保存する条件は悪い。墨書がなければ採用しても良いかと思う。
- ・修理して取り替えた古材を保管することはどこにおいてもするかと思うが、年代が書いてあるような墨書された資料は、資料的価値があるのでかなり覚悟して保管しないといけないかと思う。
- ・再利用する場合においても、赤外線写真撮影をしないまま採用して、文字が読めないまま腐朽して墨書が消えてしまうということがないように、最低限赤外線写真撮影をして記録をすることはしてほしい。
- ・建物の部材の中に墨書した資料があるというのは分からないので、観光客に対して展示するにしても非常に珍しいので実物を見れるというのは魅力があるかと思う。
- ・北の郭北門が慶長期の様相がよく残っているというのであれば、北の郭北門の鯨も文化より遡る可能性もある。両門同時に工事を行っているので、2つ並べて細かく観察してはいかがか。鬼板も含めて。
- ・3点を保存する以上は、どこに保管をするのか等、委員会の場で報告いただきたい。
- ・ぜひ3Dデータを記録していただき、弘前城情報館で公開できるようにしていただければと思う。観光面においても良いことかと思う。

(2) 二の丸未申櫓災害復旧工事について

- ・国史跡の中の工事であり、土塁と濠は、史跡弘前城跡の本質的価値を持っている絶対保護しなければならないものである。土塁との取り合いの関係や実際の傾斜の様子、何をどこまで保護するのか、断面図においてもどのようにして遺構面を保護するのか等がまったく図示されていない。
- ・非常に重要な土塁そのものが遺構であるので、保護を十分に考慮した上で工事を進めていただければと思う。

7. その他

(事務局)

【概要】

(1) その他として、弘前城内の他の建築・土木工事について報告。

【詳細】

- ・杉の大橋木部更新工事は、工事期間を令和7年6月25日から令和8年1月25日として工事を行い、令和7年12月19日に竣工した。令和7年度で園内の木橋工事の改修は終了となる。
- ・令和8年度からは、城内のトイレの改修工事を行っていく。令和8年度は城内12棟のトイレの老朽度調査の実施、北の郭の武徳殿横のトイレの解体工事、同トイレの改修工事実施設計を行う。令和9年度に同トイレの改修工事を実施する予定。その後、園内の他のトイレの改修に入る。

(委員会)

【概要】

(1) その他について了承。

【詳細】

- ・意見なし。

【結論】

- (1) 重要文化財建造物保存活用計画第5章について了承。
- (2) 重要文化財建造物保存活用計画第6章について了承。

	<p>(3) 史跡・重要文化財建造物のき損について、本丸の園路陥没と二の丸未申櫓の扉き損について、原因や影響範囲等をきちんと把握すること。</p> <p>(4) 三の丸配水管布設替工事について、今後同様な工事を行う場合、遺構発見時の対応や情報提供を適宜行うこと。</p> <p>(5) 天守関連工事について、天守基礎耐震補強工事では石垣と巨礫層の関係等の図面を用意すること。天守曳戻し工事については了承。</p> <p>(6) 重要文化財保存修理について、二の丸東門で発見した墨書資料3点は保存し、活用を図ること。鯨や鬼板を比較して様相を把握すること。二の丸未申櫓災害復旧工事については、史跡への保護を考慮した詳細な図面等を用意して今後審議・報告すること。</p> <p>(7) その他について了承。</p>
<p>その他必要事項</p>	<p>・会議の公開、非公開…公開</p> <p>・その他出席者 (文化庁文化資源活用課) ※オンライン参加 整備活用部門文化財調査官・井川博文 (青森県教育庁文化財保護課) 文化財グループ主査・會田明生 (弘前市教育委員会文化財課) 課長・石岡博之、課長補佐・小石川透、主幹兼埋蔵文化財係長・蔦川貴祥 ((公財)文化財建造物保存技術協会) 加藤修治、藤倉賢一、廣見秀行</p>